

## 文化財を火災から守ろう！

### 予防課

文化財は国民共通の貴重な財産であり、火災による焼失等から保護し、後世に残すことは、私たち国民の極めて重要な責務です。

#### ○1月26日は「文化財防火デー」

昭和24年のこの日は、世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損した日にあたります。その後も文化財の消失等が相次いだことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的として、昭和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開してきました。

近年の重要文化財建造物やこれに準ずる歴史的に価値の高い建造物において、火災の被害を受けた例としては、平成19年5月及び平成20年1月には神奈川県藤沢市の旧モーガン邸本棟等が、平成20年5月には大阪府吹田市の吉志部神社本殿（重要文化財）が焼失しており、平成21年3月には奈良県天理市の石上神宮摂社出雲建雄神社拝殿（国宝）、神奈川県横浜市旧住友家侯野別邸（重要文化財）、神奈川県大磯町の旧吉田邸が焼失等したことなどが挙げられます。

また、海外では平成20年2月に韓国ソウル市の国宝南大門で火災が発生しましたが、こうした文化財火災から文化財を守っていくことの大切さを改めて認識させられます。

文化財の防火は文化財の所有者・管理者だけで成し遂げられるものではなく、地域の住民や消防機関などが一体となって継続的に取り組むことが必要です。

貴重な文化財を守るため、次のことに配慮して、文化財防火に取り組んでください。

#### 1. 防火訓練の実施

防火訓練を実施する際には、次の点に留意してください。

- (1) 消防機関への通報、初期消火、重要物件の搬出、避難誘導などの総合的な訓練の実施。
- (2) 見学者の多い木造建造物等については、火の回りが早いことを考慮した避難誘導訓練の実施。
- (3) 使用した防火水そうの点検整備、消火器の消火薬剤の詰め替え及び反省会の実施。

#### 2. 防火対策の推進

次の点に留意して、防火対策の推進に努めてください。

- (1) 文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即した消防計画の作成と、計画に基づく自衛消防組織等の防災体制の整備強化及び夜間等警備が手薄になる場合についての対策。
- (2) 喫煙、裸火の使用等の禁止区域内の巡視等を行うことによる火災危険要因の排除。
- (3) 文化財周辺地域の住民と防災のための連携を密にすることによる、情報連絡体制及び通報体制の確立。
- (4) 消防用設備等の点検、整備の励行。
- (5) 消防機関による防火診断等の実施。
- (6) 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃物・危険物の保管場所等の点検・整備。
- (7) 文化財周辺の環境の整理・整頓。
- (8) 震災時に消火栓等が使用できない場合を想定した代替措置。
- (9) 震災等に対処するための木造建築物等の点検及び応急資材の準備。
- (10) 避難路及び避難場所の点検及び整備。



第58回文化財防火デーにおける訓練実施の様子

実施日：平成24年1月26日(木)  
会場：国宝二条城（京都府京都市）  
※写真提供：京都市消防局

#### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 椎名、児玉、根本  
TEL: 03-5253-7523